



利根川水系ハツ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書

群馬県（以下「甲」という。）、茨城県（以下「乙」という。）、埼玉県（以下「丙」という。）、千葉県（以下「丁」という。）、東京都（以下「戊」という。）及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「己」という。）は、建設省が施行する利根川水系ハツ場ダム建設事業に伴うハツ場ダム業務細則第2条に定める己の事業に要する経費について業務方法書第8条の規定に基づき次のとおり協定する。

第1条 己の事業に要する経費のうち、甲、乙、丙、丁及び戊が負担する金額の負担割合は、甲が1000分の68.1、乙が1000分68.0、丙が1000分の368.4、丁が1000分の157.9、戊が1000分の337.6とする。

第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、前条の負担金について己の事業執行に支障をきたすことのないよう毎年度の予算措置について十分配慮するものとする。

第3条 己は、事業の円滑かつ適正な執行を図るため、毎年度の事業の規模、内容等について甲、乙、丙、丁及び戊と十分協議のうえ定めるものとする。

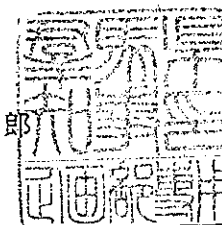
第4条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙、丁、戊及び己は十分協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己は、記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成2年 8 月 1 日

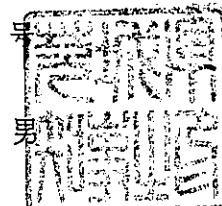
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

甲 群馬県
代表者 群馬県知事 清水 一郎



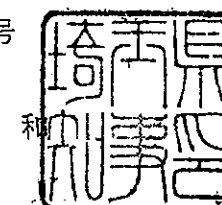
茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号

乙 茨城県
代表者 茨城県知事 竹内 藤 男



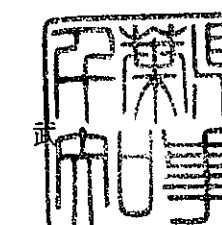
埼玉県浦和市高砂三丁目15番1号

丙 埼玉県
代表者 埼玉県知事 畑 和 利



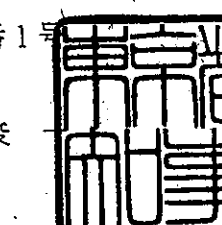
千葉県千葉市市場町1番1号

丁 千葉県
代表者 千葉県知事 沼田 武 正



東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

戊 東京都
代表者 東京都知事 鈴木 俊 一



東京都千代田区永田町二丁目10番2号

己 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金
代表者 理事長 柴田 達 夫

